

第六十三回 帝國議會院 不動產融資及損失補償法案外一件委員會議錄(記)第五回

衆議院

不動產融資及損失補償法案外一件委員會議錄(記)第五回

付託議案

不動產融資及損失補償法案(政府提出)

昭和七年法律第六號中改正法律案(昭和七年度一般會計歲出ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル件(政府提出))

地租ノ免除ニ關スル法律案(安達謙藏君提出)

銀行法中改正法律案(加藤鋼一君外四名提出)

銀行法中改正法律案(松本忠雄君外四名提出)

銀行法中改正法律案(天辰正守君提出)

國稅徵收法中改正法律案(宮崎裕君外三名提出)

關稅定率法中改正法律案(藤井達也君外三名提出)

會議

昭和七年八月三十一日(水曜日)午後二時二十九分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 金光 康夫君

理事青木雷三郎君 理事大崎 淸作君

理事松尾 四郎君

鈴木 英雄君 坪山 德彌君

武田德三郎君 小笠原三九郎君

太田 正孝君 井阪 豊光君

勝 正憲君 吉川吉郎兵衛君

風見 章君

同月三十日委員豊田豊吉君辭任ニ付其ノ補

嗣トシテ高野喜六君ヲ議長ニ於テ選定セリ

出席政府委員左ノ如シ

大藏政務次官 堀切善兵衛君

大藏省銀行局長 大久保慎次君

シマス

○伊阪委員 實際問題ニ付キマシテ極メテ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○金光委員長 御異議ガナケレバ質問ヲ許

アリマセヌカ

○大久保政府委員 奈良縣ニ於キマシテ

ハ、從前農工銀行ガ御説ノヤウナ計ヒヲシ

テ居タサウデアリマス、勸業銀行ハソレヲ

メルカドウカ、斯ウ云フ點ニ付テ質問ヲ致

シマス

○大久保政府委員 不審ノ點ガアリマスカラ御尋ネ

致シマスガ、此法律案ノ附則ノ第二項ニ「本

法施行前大藏省預金部ノ引受ニ係ル債券資

金ヲ以テ融資銀行ノ爲シタル資金ノ融通ニ

シテ」云々ト云フコトガアリマスガ、是ハ

ドレヲ指スモノデアリマスカ、一應ノ御説

明ヲ願ヒマス

○大久保政府委員 御手許ニ差上ゲテアリ

マス参考表ニ、從前預金部ノ方カラ一億圓、

差當リ五千萬圓ト云フコトデ、不動產資金

化ノ政策ヲ發表シテアルノガアリマス、其

分ハ、大體不動產資金化ト云フコトニ付テ

ハ、本法ト目的ヲ同ジクシテ居ルモノニア

リマス、從テ本資金ノ融通ニ依ルモノト

趣旨ガ全ク同一デアリマスカラ、ソレ

條件等ガ、今度ノ法律ニ引當テマシテ相當

變更ノ出來ルモノラシイヤウデアリマス、

其變更シタ時ニハ、又本法融通ト看做シマ

シテ、從ツテ一億圓ノ補償ノ範圍内ニ入ル

ヤウニ取扱フ、新ウ云フ趣旨デアリマス

○勝委員 其點ハ分リマシタガ、サウシマ

スト融通額ハ五億圓ノ中ニ含ムコトデア

リマスカ、左様デアリマスカ否ヤト云フコ

ト、ソレカラ既ニ融通シテ居ル、金額ハ先

日ノ御説明ニ依レバ八分ノ融通デアル、今

回ハ六分二厘デアリマスカラ、相互ノ間ニ

利率ノ差ガアリマスカ、是ハ今回ノ六分二

厘ト調和ノ取レルヤウニ變更セシメント云

フ御考デアルカドウカ
○大久保政府委員 極ク少額ノ事デモゴザ
イマスカラ、御手許ニ上ゲテアリマス表ノ
ヤウニ、百何十萬圓ト云フ少額デアリマ
ス、是ハ適用致シマスル上ニ、此五億圓中
ニ一緒ニ入ル譯デアリマス、ソレカラ利率
ノ方ハ、ヤハリ變更サレテ六分二厘ニヤラ
セテ行キタイト思フテ居リマス

○金光委員長 質問ハ終了致シマシタ 是

ヨリ討論ニ入りマス

○青木委員 私ハ本案ニ對シマシテ、左記

ノ希望條項ヲ付シマシテ、之ニ賛成致シタ

イト思ヒマス

希望條項

一、昭和七年度融資豫定額一億圓ハ必要ニ

應シ之ヲ増額スルコト

一、銀行債務者ヨリ融通ノ申出アリタルト

キハ銀行カ之ヲ拒否スルコトナキ様政府ニ

於テ充分ノ監督ヲ爲スコト

一、銀行カ融通ヲ受クル場合ハ債務者ニ對

シ利率ヲ相當低減セシムルコト

一、銀行カ融通ヲ受クル場合ハ債務者ニ對

シ利率ヲ相當低減セシムルコト

○金光委員長 此希望條項ニ對シテ、政府

此問題ハ本委員會ニ於キマシテ、各委員

ヨリ詳細ニ質疑應答ガアッタヤウデアリマ

スルシ、又本會議ニ於テ賛成演說ヲ爲サレ

マスル委員ノ方カラ、詳細御演說ヲ願フコ

トニ致シマシテ、私ハ當然決ツテ居ルコト

デアリマスルカラ、内容ハ申上ゲマセヌ、

唯當局ニ強キ意味ヲ以テ申上ゲテ置キタイ

コトハ、是ハ委員諸君ノ希望ニ依リマスル

ト云フト、本案ノ中ノ成案ヲ修正致シマシ

テ、其目的ヲ達スルト云フ主張デアッタノ

デアリマスルカラ、當局ノ方ノ御意向ト致シ

マシテハ、事務的ノ方面、運用ノ上ニ於キ

マシテ、法律ノ改正ヲ致スコトニ依リマシ

テ、却テ其目的ノ上ニ支障ヲ生ズルト云フ

ニ付テ青木君ノ御發議ノ通り本案ニ賛成ノ

ヤウナ御話ガアリマシタノデ、私共ハ本案

ガ通過致シマシテ、此目的ノ達成ヲ致シマ

セラレコトヲ衷心カラ翹望ヲ致シテ居リマス

ニハ、當局ノ御希望ヲ容レマシテ、希望條

項ト致シタノデアリマスカラ、其趣旨ヲ體

セラレマシテ、是カラ運用ヲサレマスル時

ニハ、此希望條項が十分達成サレマスヤウ

ニ御監督ヲ願ヒタイノデアリマス

スルコトヲ衷心カラ翹望ヲ致シテ居リマス

ニハ、此希望條項ニ一應朗讀致シ

マス

希望條項

一、昭和七年度融資豫定額一億圓ハ必要ニ

應シ之ヲ増額スルコト

一、銀行債務者ヨリ融資豫定額一億圓ハ必要ニ

應シ之ヲ増額スルコト

一、銀行債務者ヨリ融資豫定額一億圓ハ必要ニ

應シ之ヲ増額スルコト

一、銀行債務者ヨリ融資豫定額一億圓ハ必要ニ

應シ之ヲ増額スルコト

一、銀行債務者ヨリ融資豫定額一億圓ハ必要ニ

應シ之ヲ増額スルコト

一、銀行債務者ヨリ融資豫定額一億圓ハ必要ニ

應シ之ヲ増額スルコト

一、銀行債務者ヨリ融資豫定額一億圓ハ必要ニ

應シ之ヲ増額スルコト

○勝委員 私ハ本案ニ賛成ヲ致シ、此附帶

條項ニ付キマシテモ賛成ヲ致スモノニアリ

マス、理由ノ詳細ニ付テハ、本會議ノ討論

ノ際ニ讓リマス

(總員舉手)

○金光委員長 滿場一致可決致シマシタ

○金光委員長 次ニ昭和七年法律第六號中

改正法律案ヲ議題ト致シマス、本案ニ對ス

ル質問ハ、前回ニ於テ終了致シマシタカラ

本日ハ討論ニ入りマス

○青木委員 本案ニ對シマシテハ原案ノ通

リ賛成致シタイト思ヒマス

諸君ハ舉手ヲ願ヒマス

(總員舉手)

○金光委員長 滿場一致可決確定致シマシ

タ

○金光委員長 原案ニ賛成ノ諸君ハ舉手ヲ
願ヒマス

〔總員舉手〕

○金光委員長 全員賛成、可決確定致シマ
シタ――之ニテ休憩致シマス

午後一時四十五分休憩

(休憩ノ儘散會)

昭和七年八月三十一日印刷

昭和七年九月一日發行

衆議院事務局

印刷者
民友社印刷所